

効果測定問題 2

1. 車とは、自動車、原動機付自転車、軽車両のすべてを含めたものをいう。
2. 運転する時は、自分の通行の利便だけを考えず、沿道で生活している人々に対して、不愉快な騒音などの迷惑をかけてはいけない。
3. 青色の灯火の信号は、すべての車が直進し左折することができる。
4. 黄色の灯火の信号は、安全に停止できる場合は停止しなければならないが、急ブレーキになったり、後続車に追突されるおそれがある場合はそのまま進行することができる。
5. 図1の標識は、自動車と原動機付自転車の通行を禁止している。
6. 車は、同一の方向に二つの車両通行帯があるときは、左側の車両通行帯を通行しなければならない。
7. 踏切内では、変速操作をしないで、やや中央寄りを一気に通過するようにする。
8. 車は、停留所で止まっている路面電車に追いついたときは、乗り降りする人や道路を横断する人がいなくなるまで、路面電車の後方で停止して待たなければならない。
9. 初心運転者期間内に交通違反等をして、一定の基準に達した人は、初心運転者講習が行われる。
10. オートマチック車で坂を下るとき、ニュートラルで走行すると、燃料の節約になる。
11. 図2の標識は、普通自動車のみが通行できることを表している。
12. 緊急自動車に進路を譲るときは、一方通行の道路であっても、必ず道路の左側に寄って進路を譲らなければならない。
13. 車の運転者は、ぬかるみや水たまりのあるところでは、泥や水をはねて他人に迷惑をかけないようにしなければならないが、もし泥や水をはねてしまったとしても、徐行をしていれば運転者に責任はない。
14. 止まっている車の側を通る時は、急にドアが開いたり、急に発進したり、車の影から人が飛び出したりする場合がありますので注意して通行しなければならない。
15. 車から降りる時は、後続車の邪魔にならないように一気にドアを開けて速やかに降りるようにする。
16. トンネルの中は、車両通行帯があってもなくても、追い越しが禁止されている。
17. 初心運転者期間内に交通違反を犯し、初心運転者講習の通知を受けたものが、その講習を受けなかった場合は、再試験を受けることになる。
18. AT車で長い下り坂や急な下り坂を下る時は、チェンジレバーを2かLに入れ、エンジンブレーキを活用するのがよい。
19. 二輪車のエンジンがかかっている時、押して歩いている時は歩行者として扱われる。
20. 図3のAとBの警察官による手信号は、同じ意味を表している。
21. 中央線は、道路の中央にあるとは限らない。
22. 車が右左折する時は、内輪差が生じる。
23. 横断歩道や自転車横断帯と、その手前から10m以内の場所は追い越しが禁止されている。

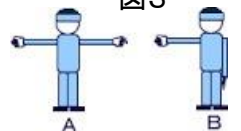
図1



図2



図3



24. 図4の標示がある交差点で右折をする時は、交差点の中心の外側を通行しなければならない。

図4



25. 運転免許の区分は、第一種運転免許、第二種運転免許、仮運転免許の3種に区分されている。

26. 車は、どんな場合であっても軌道敷内を通行することはできない。

27. 車は、交差点やその付近で緊急自動車が近づいてきた時は、交差点を避けて道路の左側に寄って徐行する。

28. 長時間運転する時は、体を傾け、窓枠にひじをかけるなど多少運転姿勢をくずした方が疲労が少なくてよい。

29. 車両総重量2,000kg以下の故障車などを、その3倍以上の車両総重量の車でけん引するときの法令で定められた最高速度は、40キロメートル毎時である。

30. 運転者が疲れているとき、雨にぬれた道路を走るとき、重い荷物を積んでいるときなどは、停止距離が長くなる。

31. 二輪車でブレーキをかける時は、前輪だけを徐々に強くかけるようにする。

32. 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときや、普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転する時は、その車の前と後ろの定められた位置に初心運転者標識をつけなければならない。

33. 図5の標識があるところでは、追い越しが禁止されている。

図5



34. 車の運転者は、児童、園児などが乗り降りするために停まっている通学通園バスの側を通る時は、徐行し安全を確かめなければならない。

35. 信号機の信号は、信号機に対面する交通に対してのみ意味を表示することになっている。

36. 図6の標識は、一方通行の道路であることを表している。

図6



37. 車両通行帯のない道路では、道路の中央から左側などこを通行してもよい。

38. 交通整理が行われていても、見通しの悪い交差点は、徐行すべき場所である。

39. 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則である。

図7



40. 図7の標識があるところでは、標識の直前で一時停止をして安全を確かめなければならない。

41. 車の運転をする時は、少量であればお酒を飲んでいても運転してもかまわない。

42. 赤色の灯火の信号は、歩行者や車、路面電車は進むことができないという意味である。

43. 交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車が接近してきてもそれに従う。

44. 環状交差点に入ろうとする時は、徐行をして環状交差点内を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけない。

45. 後退をする時の手による合図は、腕を車の外に出して斜め下に伸ばす方法で行う。

46. 二輪車は車体が小さいので、駐車や停車が禁止されているところでは、駐車や停車をしてもよい。

47. 緊急自動車の進路を譲るために、黄色の線の車両通行帯を越えて進路を変えた。

48. 前の車が交差点や踏切などで停止や徐行をしているときは、その前に割り込んだり、その前を横切ってはいけない。

49. 前の車が、自動車を追い越そうとしているときに、その車を追い越すと二重追い越しになる。

50. ^{ふみきり}踏切と、その^{てまえ}手前から30メートル以内の^{いない}場所では^{ばしよ}追い^お越^こしが^{きんし}禁止されている。